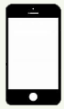


交通安全市民会議ニュース 12月号



12月1日より ながら運転、厳罰化！



令和元年12月1日に道路交通法が一部改正されることに伴い、ながら運転の罰則・反則金・違反点が大幅に強化されます。その内容とは・・・

その1

運転中に携帯電話などを使用すると、
罰則等によって、厳しく処罰・処分されます！



対象

- ①携帯電話などを手に持って通話した。
- ②携帯電話などを手に持って画面を注視した。



改正前

- 罰金 最高「5万円」
- 違反点 1点
- 反則金 6,000円
(普通自動車の場合)



改正後

- 懲役刑(新設) 最高「6か月」
- 罰金刑 最高「10万円」
- 違反点 3点
- 反則金 18,000円
(普通自動車の場合)

その2

携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせると、さらに厳しい処罰や処分を受ける事になります！



対象

- ①携帯電話などを手に持って通話し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。
- ②携帯電話などを手に持って画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。
- ③カーナビやカーテレビなどの画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた。

改正前

- 反則金の納付により、懲役・罰金の適用が免除
- 違反点 2点



改正後

- 即、懲役・罰金が適用される
(反則金の適用なし)
- 違反点 6点 ← 免許停止に！



運転中に着信などがあれば気になってしまいますが、ついやってしまいがちなその行為が重大な事故につながる恐れがあります。みなさん、ながら運転は絶対にやめましょう！



『後付け安全運転支援装置設置費補助金制度』申請の受付を開始します！



詳しくは「広報とよた 11月号」または豊田市ホームページ（「トップページ」⇒「くらしの情報」⇒「交通・道路」⇒「交通安全」）をご覧ください。